

21世紀の区政に期待を込めて

2000年4月1日、長年の悲願であった都区制度改革が実現し、特別区は、「基礎的な地方公共団体」として新しい時代の幕を開けました。

特別区は、昭和22年の地方自治法制定後、区民、議会とともに、その自治権拡充運動を進め、区長公選・廃止・復活など、数次の改革を経て、昭和50年以降は、市の事務の大部分を処理し、区民の期待に応えてきました。

このような実績と23区挙げての改革への取り組みの結果、特別区は、「基礎的な地方公共団体」として法律に明記されたのです。

今回の都区制度改革で、清掃事業、都市計画の決定、小中学校の教科書採択など区民に身近な事務事業が都から移譲され、特別区は、より地域特性を生かし、区民のニーズを的確に反映した行政運営が求められることになりました。

さらに、都区財政調整制度も、特別区の財政自主権の強化の方向で改正され、財政面においても、自主的な、責任ある運営が求められます。

私たち区政に携わるものは、特別区が区民に対し負う責任が、今まで以上に重くなったことを改めて認識する必要があります。

特別区制度改革の実現と同時に、国と地方自治体との関係を改めることを目指した地方分権の施行、介護保険の実施、情報公開や住民参加を求める大きな声、長引く不況による厳しい財政状況等々、問題山積みです。

今回の都区制度改革により生まれ変わった特別区に対し、区民は大きな期待を寄せています、まさに、特別区の「基礎的な地方公共団体」としての真価が問われているのです。23区職員の皆さんの創意工夫と高い意識を持った活躍を期待しています。

来るべき21世紀に向け、子どもから高齢者まで、すべての区民の皆さんが笑顔で行き交い、安心して暮らす23区。

皆さん、叡智と努力の汗を出し合って23色、それぞれに目指す色を競い、ヨーイドン。スタートをきりましょう。

特別区長会会長

大田区長 西野 善雄